

平成 29 年 7 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 中村泰道

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等に関するコメント

「質問 5(その他)」につき、拙論を申し上げます。

本公開草案の中には、「ストック・オプション等に関する会計基準」でいうところの「未公開企業における取扱い」に係る記載がないように見受けられます。

すなわち、会計基準第 13 項においては「未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。」とされ、費用処理等を行わなくて済む道筋が明示されているところではありますが、本公開草案の中にはこれを明示する文言がなく、ともすれば、非公開企業においても上場企業等と全く同様の計算・処理を行わなくてはならないとも読めてしまう可能性がございます。

高度な人材を必要とする一方で潤沢な資金を持たないベンチャー企業等にとって、ストック・オプションは非常に有用で不可欠なものであると思料致します。そのような方途を万が一にも狭めることの無いよう、「未公開企業における取扱い」に係る記載を明示的に行うことが望ましいものと考えます。

以 上